

川崎市立図書館条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
<p>(指定管理者)</p> <p>第5条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に図書館（<u>川崎市立川崎図書館、川崎市立中原図書館、川崎市立高津図書館、川崎市立宮前図書館及び川崎市立多摩図書館を除く。</u>以下この条から第7条まで及び第8条第2項において同じ。）の管理を行わせる。</p> <p>(1) 図書館の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、図書館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿った図書館の管理を安定して行う能力を有すること。</p> <p>2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他委員会が必要と認める書類を委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 委員会は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。</p>	<p>(指定管理者)</p> <p>第5条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に図書館（<u>川崎市立麻生図書館、川崎市立川崎図書館大師分館、川崎市立川崎図書館田島分館、川崎市立高津図書館橘分館及び川崎市立麻生図書館柿生分館に限る。</u>以下この条から第7条まで及び第8条第2項において同じ。）の管理を行わせる。</p> <p>(1) 図書館の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、図書館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿った図書館の管理を安定して行う能力を有すること。</p> <p>2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他委員会が必要と認める書類を委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 委員会は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。</p>